

海のルールを守りましょう！！

～『たこ・あわび・さざえ』などを採捕すると、罰せられることがあります～

1 島根県沿岸のほとんどの海域には漁業権が設定されています。

・島根県沿岸のほとんどの海域には、定着性の水産動物である『たこ』や、『あわび・さざえ』などの採捕を対象とする共同漁業権が設定されています。

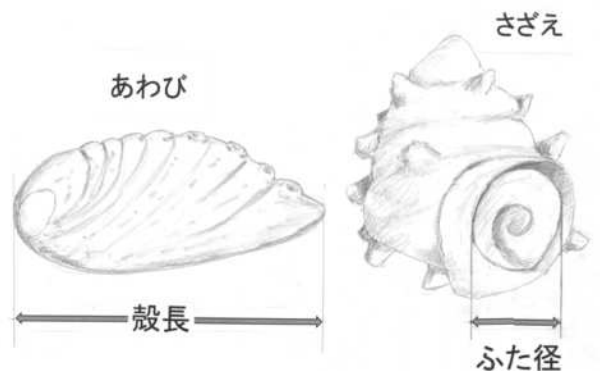
そのため、漁業者でない(漁業権のない)レジャー客等が、共同漁業権を有する漁業協同組合等の同意なく、勝手にこれらのものを採捕すると、漁業権の侵害となり、漁業法違反で罰せられる場合があります。

2 『あわび』や『さざえ』などには体長制限があります。

・島根県漁業調整規則では、水産資源の繁殖保護を図る目的で『あわび』などに『体長制限』を設けています。
 ・そのため、たとえ漁業権のない海域であったとしても、体長制限に該当する『あわび』などを採捕した場合には、島根県漁業調整規則違反で罰せられる場合があります。

体長制限一覧

名称	大きさ
あわび	殻長 10センチメートル以下
さざえ	ふた径 2.5センチメートル以下
はまぐり	殻長 3センチメートル以下
うなぎ	全長 30センチメートル以下
あこや貝	殻長 6センチメートル以下
ぶり(もじゃこ)	全長 15センチメートル以下



3 遊漁者が使用できる漁具や漁法についても決まりがあります。

・島根県漁業調整規則では、レジャー客等が水産動植物を採捕する際に使用できる漁具や漁法についても決められています。

・具体的には、竿釣り、手釣り、たも網、叉手網、投網(船を使用しないもの)、やす(水中銃によらないもの)、はし、徒手採捕が認められています。

徒手採捕とは、いわゆる「つかみ取り」のことです。

・認められた漁具や漁法以外(たとえば、カゴ網やアクアラングなど)で水産動植物を採捕した場合には、島根県漁業調整規則違反で罰せられる場合があります。

これら以外にも、守らなければならないルールがあります。
 また、体長制限や使用できる漁具・漁法などは、各県ごとに異なりますので、ご注意ください。



島根県の海岸には、こんな看板があるよ。ルールを守って楽しんでね！

